平成２５年（フ）第２５０号
埼玉県熊谷市柿沼780番地41　大幡住宅08―0302
債務者　井桁　　一
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４２号
福岡県柳川市大和町中島519番地
債務者　古賀　泰平
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
岡山県津山市国分寺２番地２
債務者　豊田　　稔
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第２１０号
高知市九反田15番７号　風林館402号
債務者　山﨑　惠子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２４号
高知市長浜5895番地３
債務者　能勢　雅子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３５号
高知市鴨部１丁目13番１―11号
債務者　柴田眞稚子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３８号
高知県香南市野市町西野2105番地６
債務者　大﨑　直人
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４９号
高知市桜井町２丁目９番38―１号　ルミエールカモチA102号
債務者　岩谷　芳子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６９号
茨城県つくばみらい市東栗山107番地
債務者　上原　惠子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７２号
茨城県土浦市下高津２丁目３番26号
債務者　松岡　博志（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４４６号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保44番地５　コーポ栄A―105号
債務者　小林　浩一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４５４号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目２番29―402号　パークタウン鶴ヶ島
債務者　大高　亜希
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第７２号
堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁21番13号
債務者　藤田　　啓
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４５３号
堺市中区土師町３丁８番16―202号
債務者　末弘　香織（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５３２号
大阪府柏原市古町３丁目５番10号
債務者　北原　和子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６４１号
堺市堺区協和町５丁481番地　塩穴団地11棟203号、旧営業所堺市北区東浅香山町３丁145番地10　浅香山団地22―307号
債務者　誠工業、H＆H産業こと　橋本　修治
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６５９号
大阪府河内長野市中片添町35番２―202号
債務者　三坂　浩美
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係